

公共施設の使用料見直しスケジュール

時期		内容
R2 年度	1~2 月	●議会との議論、行革推進委員会 基本方針（原案）の確認
	3/10	●行革推進委員会 基本方針（原案）の確認
R3 年度	5 月	●公共施設等マネジメント推進幹事会 基本方針（原案）の確認
	7 月	●公共施設等マネジメント推進幹事会 公共施設の更なる活用と経営健全化について
	8 月	●議会との議論、行革推進委員会、行革推進本部会議 公共施設の更なる活用と経営健全化について
	10 月	●公共施設等マネジメント推進幹事会 減免・加算・営利の判断基準について ●施設別の減免基準の作成を施設所管課に依頼（11 月中旬×）
	11 月	●議会との議論、行革推進委員会、行革推進本部会議 減免・加算・営利の判断基準について ●公共施設等マネジメント推進幹事会 新料金（案）について（公民館、社会体育施設等）
	12 月	●行革推進本部会議 新料金（案）について（公民館、社会体育施設等） ●議会との議論 新料金（案）について（公民館、社会体育施設等） ●公共施設等マネジメント推進幹事会 新料金（案）について（宿泊施設、市民文化ホール等、民間や近隣自治体との調整が必要な施設）
	1 月	●行革推進本部会議 新料金（案）について（宿泊施設、市民文化ホール等、民間や近隣自治体との調整が必要な施設） ●議会との議論 新料金（案）について（宿泊施設、市民文化ホール等、民間や近隣自治体との調整が必要な施設） パブコメの実施について

	2月	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメント（基本方針のみ） 公民館や社会体育施設等の試算結果は掲載する ●利用者説明開始
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●議会との議論、行革推進委員会、行革推進本部会議、公共施設等マネジメント推進幹事会 パブコメの結果報告
R4年度	7月	●基本方針策定
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ●見直しを実施する施設：各施設管理条例の改正案提出 ●減免基準の告示
	10月以降	●周知期間
R5年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●見直しを実施する施設：新料金を適用 ●その他の施設：引き続き適正な料金設定に向け検討 ●全施設：新減免基準を適用 <p>※その他の施設とは、施設個別の事情により適正な料金の設定に更なる検討を要する施設。</p>
	随時	●その他の施設の内、調整が済んだ施設から料金改正
R7年度		●全施設：見直し作業開始
R9年度	4月～	●見直しを実施する施設：新料金を適用

